

第75期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)

佐鳥電機株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.satori.co.jp/ir/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年6月1日残高	2,611	3,608	25,720	△1,253	30,686
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△542		△542
親会社株主に帰属する当期純利益			223		223
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△319	△0	△319
平成29年5月31日残高	2,611	3,608	25,401	△1,253	30,367

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成28年6月1日残高	734	△0	△173	△26	7	540	31,227
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△542
親会社株主に帰属する当期純利益							223
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	425	0	-	△47	△7	370	370
連結会計年度中の変動額合計	425	0	-	△47	△7	370	51
平成29年5月31日残高	1,159	△0	△173	△74	-	911	31,278

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

佐鳥パイニックス株式会社

株式会社スター・エレクトロニクス

佐鳥エス・テック株式会社

TAIWAN SATORI CO., LTD.

HONG KONG SATORI CO., LTD.

SHANGHAI SATORI CO., LTD.

KOREA SATORI CO., LTD.

SINGAPORE SATORI PTE., LTD.

SATORI E-TECHNOLOGY (AMERICA) INC.

SATORI ELECTRIC (GERMANY) GmbH

THAI SATORI CO., LTD.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

SATORI PRODUCTION MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.

SHENZHEN SATORI CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（SATORI PRODUCTION MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.、SHENZHEN SATORI CO., LTD.、及びインサイトインターナショナル株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ) 商品・製品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ) 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ) 平成19年3月31日以前に取得したもの

主として旧定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ) 平成19年4月1日以降に取得したもの

主として定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。

ハ) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間に基づく定額法、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における年間支給見込額に基づき当連結会計年度末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員に対する退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額一括費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替予約…外貨建債権債務及び外貨建予定取引

金利スワップ…借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ取引については資金調達に限定し、資金調達コスト削減のためスワップ取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔追加情報〕

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

担保提供資産

(担保に供している資産)

建物及び構築物

173百万円

(上記に対応する債務)

支払手形及び買掛金

100百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式	17,946	—	—	17,946

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年7月14日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 271百万円
- ・ 1株当たり配当金額 16円
- ・ 基準日 平成28年5月31日
- ・ 効力発生日 平成28年8月4日

平成28年12月20日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 271百万円
- ・ 1株当たり配当金額 16円
- ・ 基準日 平成28年11月30日
- ・ 効力発生日 平成29年2月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年7月14日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 305百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 18円 (創立70周年記念配当2円含む)
- ・ 基準日 平成29年5月31日
- ・ 効力発生日 平成29年8月4日

3. 新株予約権に関する事項

記載すべき事項はありません。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づいて金融機関からの借入等により必要な資金を調達しております。また、一時的な余剰資金は安全かつ確実な資金運用を行い、投機目的の資金運用は行わないものとしております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建営業債権債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であります。なお、借入金の一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出及び輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対して先物為替予約を行っております。また、当社は借入金に係る支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,911	6,911	－
(2) 受取手形及び売掛金	31,318	31,318	－
(3) 投資有価証券	3,200	3,200	－
資産計	41,430	41,430	－
(1) 支払手形及び買掛金	14,582	14,582	－
(2) 短期借入金	3,190	3,190	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,400	1,400	－
(4) 1年内償還予定の社債	500	500	－
(5) 未払法人税等	188	188	－
(6) 社債	1,000	972	△27
(7) 長期借入金	3,200	3,184	△15
負債計	24,061	24,019	△42
デリバティブ取引	6	6	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)1年内償還予定の社債、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、(7) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	投資有価証券	48
	関係会社株式	21
投資事業有限責任組合	投資有価証券	86

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

- 1 株当たり純資産 1,844円75銭
- 2 株当たり当期純利益 13円17銭

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

当社は、平成29年7月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元強化、資本効率向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.95%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 6億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 平成29年7月18日～平成29年12月29日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

株主資本等変動計算書 (平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成28年6月1日残高	2,611	3,606	1	3,608	208	100	131	15,000	2,934	18,374
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△542	△542
当期純利益									197	197
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	△345	△345
平成29年5月31日残高	2,611	3,606	1	3,608	208	100	131	15,000	2,589	18,029

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年6月1日残高	△1,253	23,340	626	△173	453	23,793
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△542				△542
当期純利益		197				197
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			404	-	404	404
事業年度中の変動額合計	△0	△345	404	-	404	58
平成29年5月31日残高	△1,253	22,994	1,031	△173	857	23,852

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品・製品・原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。
 - ③ 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間に基づく定額法、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社株式の価値の減少による損失に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し個別検討による必要額を見積計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における年間支給見込額に基づき当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額一括費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。

未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替予約

外貨建債権債務及び外貨建予定取引

金利スワップ

借入金の金利

(3) ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ取引については資金調達に限定し、資金調達コスト削減のためスワップ取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔追加情報〕

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保提供資産	(担保に供している資産)	
	建物	173百万円
	(上記に対応する債務)	
	買掛金	100百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務		
	区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。	
	関係会社に対する短期金銭債権	690百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	120百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		2,562百万円
4. 保証債務		
	下記子会社の金融機関からの借入金及び仕入債務等に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
	佐烏パイニックス株式会社	1,053百万円
	TAIWAN SATORI CO.,LTD.	113
	HONG KONG SATORI CO.,LTD.	626
	SHANGHAI SATORI CO.,LTD.	9
	SINGAPORE SATORI PTE.,LTD.	329
	計	2,131

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引 (収入分)	4,965百万円
営業取引 (支出分)	1,378百万円
営業取引以外の取引 (収入分)	221百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式	991	0	—	991

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産 (流動)		
たな卸資産評価減		118百万円
未払賞与		110
その他		125
小計		354
評価性引当額		△62
繰延税金資産 (流動) の純額		291
繰延税金資産 (固定)		
退職給付引当金繰入超過額		409百万円
繰越欠損金		338
土地		340
その他		265
小計		1,353
評価性引当額		△1,352
合計		0
繰延税金負債 (固定)		
固定資産圧縮積立金		△58
その他有価証券評価差額金		△416
その他		△40
合計		△515
繰延税金負債 (固定) の純額		△514

〔関連当事者との取引に関する注記〕

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	佐島パイン ニックス株式 会社	東京都 港区	310	卸売業	(所有) 直接 100.0	兼任 3人	商品・製品 の販売及び 仕入 資金の援助	資金の 貸付 (注) 1 (注) 2	430	関係会社 短期貸付 金	—
							債務保証	債務保 証 (注) 3	1,053	—	—
	佐島エス・ テック株式 会社	東京都 港区	350	製造 及び 卸売業	(所有) 直接 100.0	兼任 3人	商品・製品 の販売及び 仕入 資金の援助	資金の 貸付 (注) 1 (注) 2	444	関係会社 短期貸付 金	500
	株式会社ス ター・エレ クトロニク ス	東京都 港区	310	卸売業	(所有) 直接 100.0	兼任 3人	商品・製品 の販売及び 仕入 資金の援助	資金の 貸付 (注) 1 (注) 2	388	関係会社 短期貸付 金	446
	TAIWAN SATORI CO.,LTD.	中華民 国 台北市	US\$ 10,023千	卸売業	(所有) 直接 100.0	—	商品・製品 の販売及び 仕入 債務保証	債務保 証 (注) 3	113	—	—
HONG KONG SATORI CO.,LTD.	香港九 龍地区	HK\$ 147,659千	卸売業	(所有) 直接 100.0	—	商品・製品 の販売及び 仕入 債務保証	債務保 証 (注) 3	626	—	—	
SHANGHAI SATORI CO.,LTD.	中華人 民共和 国 上海市	RMB 33,147千	卸売業	(所有) 間接 100.0	—	商品の販売 及び仕入 債務保証	債務保 証 (注) 3	9	—	—	
SINGAPORE SATORI PTE.,LTD.	シンガ ポール 共和国	US\$ 1,250千	卸売業	(所有) 直接 100.0	—	商品の販売 及び仕入 債務保証	債務保 証 (注) 3	329	—	—	

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
 2. 取引金額は期中の平均残高を記載しております。
 3. 当社は連結子会社の銀行借入及び仕入債務等に対して債務保証を行っております。
 なお、保証料は受領しておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,406円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円64銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

(自己株式の取得)

当社は、平成29年7月14日開催の取締役会において、自己株式取得について決議いたしました。
詳細は、連結計算書類「連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕」に記載のとおりであります。

〔連結配当規制適用会社に関する注記〕

当社は、連結配当規制適用会社であります。